

# (一社)和歌山県サッカー協会 3種事業

## 新型コロナウイルス感染症対策 運営ガイドライン

2020年7月23日作成 第1版(一部抜粋)

### 1. 事前の対応

3種事業感染対策責任者から各参加者に対して、感染対策の措置についての呼びかけ・協力要請を行う。(参加者とは：大会役員、選手、指導者、審判員、チーム関係者、観戦者)

①以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる

- 体調が良くない場合(例：発熱(検温で37.5℃以上ある)・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②当日は参加者全員がマスクを着用する。

ただし、熱中症対策として屋外で人と十分な距離(2m以上を目安)が確保できる場合はマスクを外すことができる。

③各種「健康チェックシート」を活用し、参加者の健康チェックを実施する。

○選手や指導者の「健康チェックシート」は、各チームのチーム感染対策担当者が会場到着までに集めるとともに、各選手などに口頭でも体調確認を行う。

**※選手や指導者の検温は、試合当日以前の1週間分の結果を日付とともに記載すること。**

※上記①に該当する状況が見られた場合は、当該参加者に参加を見合わせるよう促すこと。

○チーム感染対策担当者は、記載内容に問題ないかチェックし、「参加者名簿」を作成する。

○チーム感染対策担当者は、選手・指導者等全員分の「健康チェックシート」と「参加者名簿」を、当日、会場到着時に運営責任チームに提出する。

○運営責任チームは、各チームから提出される「健康チェックシート」と「参加者名簿」の内容を確認する。あわせて、大会役員や協会派遣の審判員からも「健康チェックシート」の提出を受ける。

※「健康チェックシート」は当日の日程が終了次第、チーム感染担当者に返却する。「参加者名簿」は審判報告書などとともに、保管する。

※観客を会場内に入れる場合は、「健康チェックシート」の提出は求めないが、別紙の「観戦する際のお願い」を順守してもらうよう、各チームから協力を要請する。

## 2. 当日の対応

(1) 運営責任チームは会場設営時に以下の項目について確認し、必要に応じて、チーム関係者や施設管理者と打ち合わせを行う。

### ①運営本部

→消毒液の設置有無、本部が屋内の場合はドア・窓の常時開放による換気経路の確保

### ②手洗い場所

→液体石鹸・消毒液等設置の有無、ペーパータオル設置の有無

### ③トイレ

→液体石鹸・消毒液等設置の有無、ペーパータオル設置の有無

### ④選手更衣場所

→更衣するのに選手同士が十分な間隔を取れるスペースを確保できるよう、チームごとに場所を振り分ける。屋内のロッカールーム等の場合は、更衣のみで使用し、シャワー等は原則使用しないこと、常時換気すること、使用チーム交代時に消毒を行うことなどを関係チームと打ち合わせする。

### ⑤審判員更衣場所

→更衣するのに十分な間隔を取れるスペースを確保できるよう、運営本部から離れた場所にベンチやテントを準備する。

### ⑥チームベンチ

→試合チームのスタッフや交代要員が十分な間隔を取って着席できるよう、通常時より多くベンチを設置する。試合運営に支障が生じない範囲でテクニカルエリア外に交代要員の待機場所を設けてもよい。チーム交代時に消毒を行う。

### ⑦観客の観戦場所を制限

→当面の間、ピッチサイドでの観戦は自粛を要請。バリケードや周知用ビラの設置。ピッチサイド以外の観戦可能場所への周知ビラの設置。

### ⑧その他

→感染対策で気になることがあれば、積極的に関係チームや施設管理者と協議し、当日の申し合わせ等を行う。

※観戦者（保護者など）への対応について

○大会役員・選手・指導者・審判員等が観戦者（保護者等）と会場内で接近しないよう、各会場で導線や待機場所を分けるなどの手立てをとる。導線や待機場所を分けることが難しい会場では、会場への入場を制限したり、観戦を遠慮してもらったりするなどの対応を積極的にとる。

○各施設独自の感染対策も踏まえて、会場ごとの利用上の注意事項等は、リーグ総括責任者等から事前にチームにアナウンスするよう努めるが、当日に会場で判断し、実施する場合もある。

(2) 参加チーム間での申し合わせ

①チームの責任ある立場の者が、チーム感染対策担当者となり、チーム関係者の感染対策を指導・監督すること。

②チームベンチやトイレなど共有箇所の消毒用液は、運営側で準備するが、参加チームでも手指用消

毒液や用具用アルコール消毒液、液体石鹼、ビニール手袋等の感染症対策用品は準備すること。

- ③ベンチ用テントは運営側で十分準備できないこともあるため、熱中症対策も考慮しながら、参加チームでも準備すること。
- ④ウォーミングアップ中や試合中にゼッケンを共有しないこと。  
試合中の交代要員のゼッケン着用は、審判団と協議し、試合運営に支障が生じない範囲で着用の要否や色を決定する。
- ⑤給水用ボトルを共有しないこと。
  - 試合中、ピッチ周辺にボトルを設置してもよいが、共有しなくてもよいように数増やしたり、選手が自分の物であることを判別しやすいようにマーキングしたりする。
  - 給水タイムやクーリングブレイクを例年以上に積極的かつ臨機応変に設定（時間の延長や回数の追加等）し、選手が確実に給水するなど、安全に試合に参加できるように手立てを講じる。
- ⑥水や氷を溜めたクーラーボックスにボトルやタオルをドブ漬けしないこと。
- ⑦タオルを共有しないこと。
- ⑧ベンチ内では交代要員やスタッフはマスクを着用すること。運営本部内の運営役員、第4の審判員もマスクを着用すること。
- ⑨試合前後のセレモニーは必要最低限に留めること。
  - 試合前のメンバーチェックは選手間の距離を取り行い、チェックを受けた選手から個別にピッチに入場する。
  - 試合開始前や終了後の相手チームや審判団との握手は行わない。
  - 試合前のチーム写真の撮影や円陣を行う場合は、選手間の距離を十分とって行う。（試合開始に遅れが生じないように速やかに行う。）
  - 試合終了後のベンチ前挨拶は行わない。
- ⑩得点時や選手交代時等に、選手間のハイタッチや抱き合うなどの行為は行わないこと。
- ⑪試合中のピッチ内でも咳エチケットを守り、唾を吐く、鼻をかむなどの行為を行わないこと。
- ⑫荷物置場やロッカールームで更衣を行ったり、休息をとったりする場合も、チーム内および他のチームとの距離を十分とるようにする。
- ⑬登録外選手や他のカテゴリーの選手が試合を観戦する場合は、マスクの着用や距離の確保を徹底し、声を出しての応援は行わないこと。
- ⑭会場到着時・会場退出時、更衣前後、トイレ後、試合後等、こまめな手洗いや手指の消毒を行うこと。

### 3. 感染を疑う事態が生じた時や感染が判明した時、もしくはそれに備えて

#### ①会場で体調不良者が出た場合

- 対象者に直接看護をする人は最低限に留め、その他のチーム指導者などで、選手の誘導や対象者との参加者の導線を明確に分ける等の対応を行う。
- 医務室や救護室などを用意し、保護者や救急隊員に引き渡す。
- チーム内で体調不良者が出た場合は、チーム感染対策担当者からリーグ感染対策担当者に報告する。リーグ感染対策担当者は、その後の症状などについても逐一確認を行うとともに、当日のそ

の後の対応について、運営責任者等と協議すること。

また、リーグ感染対策担当者は3種感染対策責任者まで状況を速やかに報告する。

- ②チーム関係者に新型コロナウイルス感染症の感染を疑う事態が生じた場合や感染が判明した場合
  - 当該参加者は医療機関や保健所等の公的機関からの指示に従って対応するとともに、チーム感染対策担当者に速やかに報告する。
  - チーム感染対策担当者は、リーグ感染対策担当者や3種感染対策責任者等に速やかに状況を報告する。
  - 3種感染対策責任者は、県サッカー協会に速やかに状況を報告し、保健所等の公的機関からの指示に従い、方策をとる。
- ③上記のような事態となることに備え、所属チームでは「健康チェックシート」を、運営担当で「参加者名簿」を、少なくとも試合後1カ月は保管しておくこと。  
その際には、記載内容についての個人情報の管理に十分配慮すること。  
また、試合開催日以降も、参加者に体調不良等が生じていないか、チーム感染対策担当者とリーグ感染対策担当者との間で連絡を取り合うこと。

#### 4. その他

- ①上記に記載のない場合は、「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」を参考にし、会場責任者や参加チームは、各種「チェックリスト」を用いて、感染対策を徹底すること。

- ②指導者が率先して「不当な扱い・差別等を許容しない」態度を持ち、チーム関係者すべてに対して常に働きかけを行うこと。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」より抜粋

現在、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されている。サッカー界は、このような差別等※の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨む。現場やSNS等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止し、行為が続くようであれば毅然とした対応を取る。なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮する。※ここでいう「差別等」には、活動現場やSNS上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不当に扱うことなども含まれる。